

おokayama市体協だより掲載団体の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般財団法人岡山市体育協会（以下「市体協」という）が発行する広報誌に掲載する事業、大会結果等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な記事)

第2条 広報誌に掲載することができる事業等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市体協に加盟する団体が行うもの
- (2) 岡山市又は市体協が主催・共催・後援しているもの
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (4) 前各号に該当するもののほか、特に市民にとって有益と判断できるもの。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
- (2) 政治的、宗教的になるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本協会が掲載を不相当と認めたもの。

(掲載の申込み)

第3条 広報誌に掲載を希望する者は、掲載申込書を掲載希望号の前々月10日までに、市体協に提出しなければならない。

また、写真の掲載を希望する場合はデータにして掲載申込書と併せて提出すること。

(了解事項)

第4条 掲載希望者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 紙面に限りがあるため、掲載できない場合があるが、その際は市体協からの連絡はないものとする。
- (2) 紙面に限りがあるため、掲載内容を割愛する場合がある。
- (3) 原稿内容は、市体協において編集すること。
- (4) 掲載の可否及び掲載順については、市体協に一任すること。